

# あま市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和5年9月～令和15年3月)

令和5年9月1日

## 1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には令和4年度末で56棟のマンションが立地しており、一般的に高経年マンションと言われる築40年を超えるマンションは、そのうちの9棟(約16%)ですが、10年後には26棟(約46%)、20年後には48棟(約85%)と、今後、急増することが予想されることを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいて、マンションの管理適正化を進めることとします。

## 2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

愛知県においては、2021年度(令和3年度)に、愛知県内のマンションの管理状況を把握するために「愛知県マンション管理実態調査」を実施しました。

今後は、本計画の見直し時期を目安に、マンションの管理状況に関する管理実態調査を実施します。

## 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

「マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)」に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

## 4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

## 5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・市広報や市公式ウェブサイト等を通じて、普及・啓発を進めます。

## 6 計画期間

2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとしします。

## 7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うことにより、マンション管理の適正化を推進していきます。